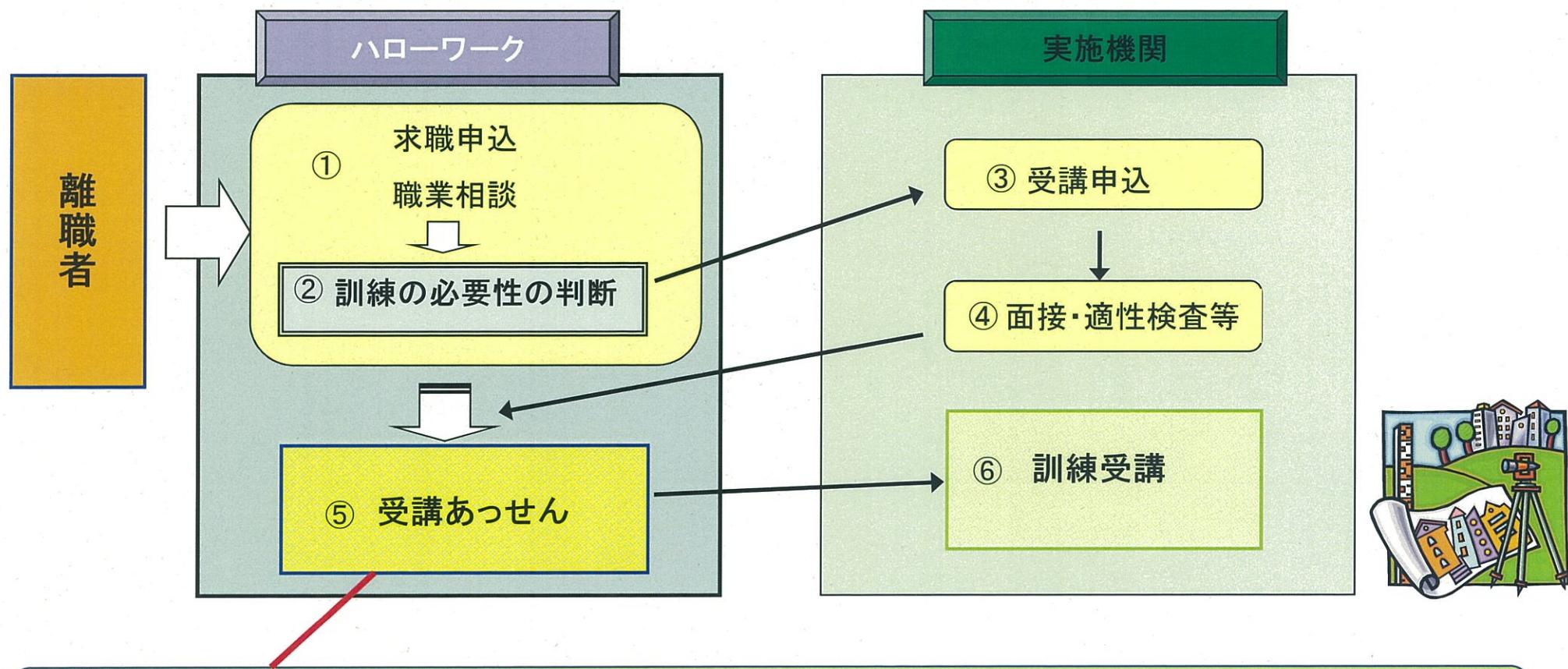


委託訓練受講の流れ

委託訓練は、ハローワークの求職者を対象に、職業相談等を通じて、訓練の受講が必要である場合に、再就職の実現に当たって必要な訓練を実施しています。

(※在職者訓練と学卒者訓練は、県立産業技術短期大学校等の公共職業能力開発施設で直接、受講申込みを受け付けています。)



委託訓練を受講することが、①適職に就くために必要であると認められ、かつ、②職業訓練を受けるために必要な能力等を有すると公共職業安定所長が判断した方に対して、受講をあっせんしています。